

別紙 2

宿毛市避難行動要支援者管理システム導入業務委託仕様書

1. 事業の名称

本業務の名称は、「令和2年度 宿福第1号 宿毛市避難行動要支援者管理システム（以下、「システム」という。）導入業務」とする。

2. 事業の目的

平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう定められ、平成25年8月内閣府(防災担当)から「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されたことから、地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るという重要な目標を達成するため、上記取組指針を活用しつつ、避難行動要支援者名簿の運用業務に適したシステムの開発を行うことで、利便性の向上及び事務の効率化を図るものとする。

3. 納期

システムの納期は令和2年12月28日とする。システム構築業者は納期までに、機器設置、初期セットアップ作業、データ入力作業、操作説明、納品物提出を完了させること。また、令和3年1月4日を本稼動とするが、その後も関係職員に対し、必要十分な操作説明を行うこと。

4. 業務の内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 避難行動要支援者管理システム等導入業務

- ・ソフトウェア調達（ミドルウェア等も含む）
- ・ハードウェア調達（クライアントパソコン）
- ・既存データ移行
- ・自治区データ、民生委員区域データ等の作成
- ・システム導入
- ・操作研修

(2) 避難行動要支援者管理システム保守業務

- ・ソフトウェア保守
- ・ハードウェア保守

5. システムの基本要件

新設のスタンドアロン構成のノート PC を提案すること。

(1) 基本要件

- ・システム利用端末は以下のとおりとする。
福祉事務所：1台
- ・システム導入の目的を十分に理解し、業務に支障を及ぼすことのないように確実かつ安定した稼働維持に努めること。
- ・導入費用の軽減化を図るため、低コストなパッケージシステムを導入し、導入後の運用面における経費削減に努めること。
- ・提案パッケージシステムは、稼働中の実績を有すること。
- ・職員に過度な負担を強いることがないように考慮すること。
- ・システムを構築する上で予定している基本機能は、別紙2「避難行動要支援者管理システム機能要件一覧表」のとおりであるが、平常時の操作及び実際の災害対応を踏まえて有効な機能、構成等があれば、積極的に提案すること。

(2) ハードウェア仕様

新規ハードウェアについては、導入後最低5年間は十分なレスポンスが得られる構成を想定し、導入実績のある安定性、信頼性、保守性に優れた機器を提案すること。また職員にとって、操作性の優れたものを提案すること。尚、以下の構成については参考とし、稼働後著しくレスポンスが悪化する場合は、導入業者の責任負担においてハードウェアの増強等を行うこととする。

形 状：新規ノートパソコン

ディスプレイ：15.6型（1920 × 1080）

O S：Windows 10 Professional

C P U：インテル® Core™ i5-8250U（3.40GHz）以上

メモリー：16GB以上

S S D 容 量：512GB以上

ド ラ イ ブ：DVD-ROM

マ ウ ス：USBマウス

Officeアプリケーション：Microsoft Office Personal 2019

リカバリーディスク：あり

保 証：5年間引取修理

※バックアップ装置を備え、データ破損の際にも迅速に復旧できるようにすること。

(3) ソフトウェア

◆安定性及び操作性

・安定的な稼動を行うため、導入実績のある安定性、信頼性に優れたソフトウェアであること。

・操作において、特別な知識を持たない職員にとっても使いやすいように、画面構成や入力操作の共通性及び検索機能の充実した操作性の優れたシステムであること。

◆システム性能

・災害時または平常時における要支援者及び要配慮者の登録や管理、また安否確認状況を管理把握できること。なお、導入後最低5年間はシステムが正常に稼働できる状態を維持すること。

・登録した要支援者及び要配慮者の登録データを既存の地図システムに連携するためのCSVデータ等を切り出しできる機能を有すること。

・別紙（システム機能要件一覧表）に記載のとおり、地図システムは既存の別システムを使用するため必須機能としていないが、将来的に導入する可能性があるため、地図システムを導入した場合の機能について、提案すること。（審査基準に含める。）

◆住民基本情報その他関連情報との連携

・定期的に住民基本情報、介護情報、障害情報など関連する情報をCSV形式で取り込み、要支援者名簿を更新することができること。また、担当する職員の事務処理にできるだけ負担が生じないような機能を提案すること。

・更新処理を行い、システムに反映したデータについて、更新内容が把握できる確認帳票が容易に作成できること。

・現在本市が使用している各基幹システムの契約会社名及びシステム名称は、以下のとおりである。

	契約会社名	システム名称
住民基本情報	(株) 日立システムズ	ADWORLD
介護情報	(株) 日立製作所	ライフパートナー/P
障害情報	(株) ニック	障害福祉サービス支給管理システム

地 図 情 報	東日本電信電話（株）	被災者生活再建支援システム
---------	------------	---------------

◆データ移行について

- ・既存データの移行については、十分に注意し、効率的に確実な方法ですべての内容をデータ移行できること。
- ・移行する既存データには新たに設定する要支援者の要件定義から除外される対象者も含まれるため、初回セットアップ時に住民基本情報の取込を行い、対象要件非該当者（死亡及び転出による廃止者以外）リストの出力を行い、手上げ同意者等の台帳登録が可能であること。また、次回以降の住民基本情報取込では情報更新対象者から除外すること。

◆拡張性

- ・今後の事業展開を踏まえ、本市より他の地域福祉関連事業システムの提案要求があった際、それらの共通情報や関連情報の一元管理ができる拡張性のあるシステム構築を可能とする仕様であること。（地域福祉関連事業例：緊急通報装置貸与事業、配食サービス事業、軽度生活援助事業、介護用品給付事業、見守り訪問支援事業、救急医療情報キット配布事業など）

(4)安全対策

◆アクセス権の設定

- ・職員の認証はユーザIDおよびパスワードの組み合わせ、もしくは同等以上の仕組みによって実施すること。
- ・職員権限の設定により、権限を付与された職員が与えられた範囲のみ操作できるように、不正なアクセス等からデータ保護を図ること。
- ・安易に第三者が情報の閲覧や印刷などができないようなセキュリティの確保をすること。また、通常業務においてもクライアントパソコンごとに過去の検索結果やデータ閲覧などの履歴が常時表示されること。
- ・パスワードを定期的に変更できる仕組みをつくること。

◆データ保護対策

- ・データバックアップはスケジュールを定めて自動バックアップが可能なこと。また、障害発生時には迅速に復旧が行えること。
- ・各業務のデータについては、バックアップの仕組みを構築すること。

◆ウィルス対策

- ・ウィルス対策ソフトを必要数提案すること。なお、インターネット接続がない環

境でも最新定義ファイルの更新ができること。

(5) 運用・保守

◆運用

- ア 保守作業等による停止を除き、年間を通じて毎日運用できること。
- イ 安定稼働のための運用体制、環境等が整備されていること。
- ウ システムの操作、運用等の問合せに対して、的確に対応すること。

◆保守

- ア 本システムの障害発生時等に、迅速なシステム復旧及びデータ復旧に備えた保守体制を有していること。
- イ 国による制度改正等に対応できる仕組みを有していること。改修を行う場合、対応方法及び改修箇所の案内を事前に書面で通知すること。
- ウ 機能説明を網羅した操作マニュアルを用意すること。

◆職員研修

基礎教育及び操作研修により、システムが円滑に運用できるように運用についての説明等の教育研修を行うこと。また、職員の異動等により再度教育研修が必要になった際には、契約の範囲内として実施すること。

・マニュアル、基本設計書等を紙媒体及び電子データで納入すること。必要なドキュメント等については別途協議を行う

6. その他注意事項

◆スケジュール

早急かつ円滑な稼働を考慮したスケジュールを計画すること。

◆打合せ

採用するシステム標準の仕様や、協議に必要な事項についての情報提供を行い、協議が円滑に進むように支援すること。

◆瑕疵担保責任

システムの不具合が、本稼働後に発見された場合、無償で是正措置を行うこと。

◆秘密保持

本業務において知り得たすべての情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者

に開示若しくは漏洩してはならない。また、そのための必要な措置をとるものとし、契約終了後も同様とする。

◆その他

本仕様書に示す性能及び機能等は主要事項のみを示したものであり、本仕様書に明記していない事項についても機器等として当然備えるべき事項については完備しているものとする。

本仕様書に定めのない事項、又は業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、宿毛市との協議によりその解決を図るものとする。